

## 第78回日本弁護士連合会市民会議議事録

日 時：2023年（令和5年）12月21日（木）午後3時～午後5時

場 所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議 長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）

副議長 河野 康子（一般財団法人日本消費者協会理事、NPO法人消費者スマイル基金理事長）

委 員 井田 香奈子（朝日新聞論説委員）

伊藤 明子（公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター顧問、前消費者庁長官）

吉柳 さおり（株式会社プラチナム代表取締役、株式会社ベクトル取締役副社長）（Zoom出席）

浜野 京（信州大学理事（ダイバーシティ推進担当）、元日本貿易振興機構（JETRO）理事）

林 香里（東京大学理事・副学長）（Zoom出席）

湯浅 誠（社会活動家、東京大学先端科学技術研究センター特任教授）

（日弁連）

会 長 小林 元治

副会長 辻 泰弘、宇加治 恭子、小川 淳（Zoom出席）

事務総長 谷 真人

事務次長 杉村 亜紀子、菊池 秀、佐内 俊之、中村 新造、籾内 正樹、  
笹沼 波

広報室室長 田中 和人

広報室嘱託 荒谷 真由美（Zoom出席）

### 1. 開会

（佐内事務次長）

それでは、定刻になりましたので、第78回日弁連市民会議を始めさせていただきます。今回から司会を務めます事務次長の佐内です。どうぞよろしく願いいたします。事前にご案内のとおり、今回の市民会議も議長とご相談の上、Zoomでの出席を可能とする取扱いを継続しています。

本日の議題は、「法曹人材の確保に向けた取組と谷間世代問題について」です。配布資料の確認をさせていただきます。机上配布として、23頁の資料をお配りしています。

### 2. 小林元治日弁連会長挨拶

(佐内事務次長)

はじめに、日弁連会長の小林元治から一言ご挨拶を申し上げます。よろしくお願いします。

(小林会長)

1年というのは早いなと思います。もう12月です。ついこの前まで夏で暑い暑いと言っていたのに、最近は何か春とか秋が短いですね。私が歳を取ったからかもしれませんが、そのような感じがします。

年末のお忙しい中、こうしてお時間を取っていただきまして、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

今日から、伊藤明子・前消費者庁長官にも委員としてお入りをいただきました。本当にありがとうございます。それから後ほどZoomで東大副学長の林香里さんにもお入りいただくということです。新たな委員をお迎えして、市民会議の中でいろいろと私どもにご意見をいただければ大変ありがたいと思います。

今日は、「法曹人材の確保」という少し抽象的なテーマではありますが、これは私ども日弁連はもちろんのこと、司法を支える法曹界全体にとりましても大きな課題です。

今、司法試験を目指して法曹になろうという人たちが、非常に先細りをしているという状況があるわけです。今年の司法試験受験者数は約4000人弱、正確な数字を言いますと3928人ということで、4000人弱です。合格者が1781人ですから、分母と分子の関係でいくと、かなり合格率は上がってきていると思います。それでも、この道に進んでくる人がなかなか増えていかないと。これはやはり構造的に原因があるのではないかなということも考えています。

それは、ロースクールができて、時間も費用も掛かるといった問題とか、様々な課題があるとは思いますが。予備試験があるなどルートが二つに分かれているとか、あるいは法曹人口が増加したことによる需要と供給のバランスの問題とか、様々な課題が指摘されています。しかし何と言っても、法曹そのものが魅力的な存在でなければいけない。そうでないとどんなに我々が宣伝をしても、法曹の道に進んでくださる方が少なくなるということをおっしゃるを得ません。私は長い間この道におりますが、私は弁護士という道を選択して、自分としては自分の一生の中で天職を得たと思っています。

法曹、司法の世界でも弁護士という仕事は、言ってみれば誰にも指図されることもなく、様々な社会の問題を解決する。また、あるいは弁護士という仕事を通じて、政策的な課題にも向き合うことができる。

そういったことで、私は生まれ変わっても弁護士を選ぶと思います。

今、弁護士の魅力が先細っているということも言われますけれども、しかし、今の実際の社会、昨今の世界では合格者は金の卵のようになって、なかなか採用ができないという状況にもなっています。それだけ社会からの弁護士に対するニーズは高まっています。

ですから、一般の法律事務所で募集を出してもなかなか採用ができないとか、企業等でもなかなか採用ができなくなっているというような課題があります。

企業はやはり福利厚生がよいですから、出産・育児をされる方の活躍する場として、企業法務というのは大変人気があります。

企業の中でコンプライアンス、ガバナンス等で弁護士の役割というものは非常に高まっていますし、そういう意味で、企業の中での問題、あるいは社会でも様々なところで法的なサービスをしていただくために、弁護士の役割というものはとても多方面にわたっています。

国際的な場面でも弁護士の役割というものは広がっていきまして、中小企業の海外展開の支援をするということで、中小企業の皆さんからも活動が評価されているわけです。

弁護士の需要は本当に高いということが現実です。しかし、現実はそのようなのですけれども、小学校、中学校、高校辺りで選択する職業として弁護士の人気がどれくらいあるかということになると、必ずしも人気があるとは言えないという状況もあります。

そのような状況で、どのようにしていけばいいのか、というようなことも悩むわけですが、ここのところ、政府は2001年の司法制度改革審議会意見書の中で、3000人計画を打ち出しました。これが需要と供給のギャップとして非常に課題になりまして、就職できない弁護士も増えてきたということで、これは撤回をされて、1500人程度にペースダウンをして現在に至っています。そういう政策変更があったように、政府のほうもこの法曹人口政策については非常にブレが多かった。そういう影響も被っているわけですが、しかし、本筋としての法曹というものの魅力、我々はこれをしっかりと捉えながら社会に発信をしていくということがとても大事だろうと思っているところです。

先生方はいろいろな社会の重要な場面の中でご活躍されていらっしゃる方ばかりですので、皆様方の経験の中で、弁護士をどう活用していくのか、あるいは活用してきたのか、そういった経験談も含めまして、我々にご意見を聞かせていただければ大変ありがたいと思います。

今日は「法曹人材の確保」ということで、大きなテーマを掲げているわけですが、これが今年の政府の骨太の方針の中にも入っています。法曹人材を確保して、社会の安心・安全を維持していくために、人的・物的基盤を整備するというような表現も入りました。

これは、司法を担う法曹に対する一つの期待の表れとして、そのためには国としてもこういった方面にしっかりと焦点を当てながら、法曹が活躍する場面を作っていくことによって、社会の中で法曹の役割をしっかりと認知しながら、国全体としても大きな発展につながっていくと、そういうことを目指していると私どもは考えています。

その中で、一つ修習費用の問題があります。65期から70期までのいわゆる谷間世代という、法曹を養成するための司法修習に当たって、それまで国費が投入されていた給費制が、65期から70期の間はなくなっていました。その期間のいわゆる谷間世代の皆さんの課題もあります。そういった具体的な課題もあって、広い意味で法曹人材をどのように確保・活用していったらいいのか。社会のために、どういうスキームを描いていったらいいのか。そういった大きな視点から、あるいは先生方の個々のご活躍の中で、これまで弁護士に活躍してもらったご経験、活躍に対する期待のようなことも含めまして、ご意見を承れば大変

ありがたいと思っている次第です。今日は、どうぞよろしく願いいたします。

(佐内事務次長)

ありがとうございました。それでは、北川議長、進行をよろしく願いいたします。

(北川議長)

皆さん、こんにちは。お忙しいところご出席をいただきまして、ありがとうございます。本日は、吉柳委員がZ o o mでのご出席です。

それでは、第78回の市民会議を開会させていただきます。

### 3. 議事

議題(1) 新任委員について

(北川議長)

早速、議題に入りたいと思いますが、お手元に配付されている議題のとおり進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず議題(1)の「新任委員について」ですが、これは報告ですけれども、本年12月1日付けで伊藤明子委員、林香里委員のお二方が新たに委員に選任されました。お二方から簡単に自己紹介をお願いできればと存じます。なお、林委員は、ご都合により16時頃からZ o o mでご出席とのことですので、議事の終了後にご挨拶をいただく予定です。それでは、伊藤委員、一言ご挨拶をよろしく願いいたします。

(伊藤委員)

ご紹介に預かりました、今回から仲間に加えていただいています伊藤と申します。今、住宅リフォーム・紛争処理支援センターというところにいます。これは、欠陥住宅の關係を取り扱っているところでして、そういう意味では日弁連の方々と建築業界を繋ぐと、そういったところでは、

私自身は国土交通省に在籍して、とりわけ住宅とか建築とか、まちづくりを中心に担当し、住宅局長を務めた後、地方創生等を担当した後に消費者庁の長官を3年やらせていただきました。実は、消費者庁は、非常に小さい役所なのですけれども、確か職員の8割ぐらいが法曹系の方で、弁護士あるいは検事の方に来ていただいたりしているような、そういう役所です。

私自身も、住宅局もそうですけれども、立法や法執行を通じて法曹の方々には大変お世話になっていて、法曹に対する期待、とりわけ日弁連に対する期待というものは、大変大きいものがあります。

今日は、「法曹人口の確保に向けた取組について」ということなので、また後ほどお話をさせていただきたいと思いますが、世の中が少し変わっている中で、だからこそ法曹にお願いしたいこともあるし、あるいは働き方が変わっていて、終身雇用ではなくて、一種のジョブ型になってきている状況の中では、法曹資格というのはとてもいいという面もあると思うので、そういうことも含めていろいろなことを皆さんとご議論できればいいかなと思っ

ています。どうぞよろしくお願いいいたします。

(北川議長)

伊藤委員、ありがとうございました。これからよろしくお願いいいたします。

議題 (2) 副議長選任について

(北川議長)

それでは、次に副議長の選任についてお諮りをいたします。これまで副議長をお務めいただいております村木厚子委員が11月末をもってご退任されました。これを受けて、後任の副議長の選任を行いたいと存じます。日本弁護士連合会市民会議規則第5条第2項によれば、副議長は委員が互選することになっております。つきましては、自薦・他薦はございますでしょうか。

ないようですので、私から河野康子委員をご推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手)

(北川議長)

ありがとうございます。それでは、ご異議はないようですので、河野委員に副議長をお願いしたいと思います。それでは、河野副議長から一言ご挨拶をいただきたいと思います。

(河野副議長)

着座のまま失礼いたします。ただ今副議長に選任いただきました日本消費者協会の河野です。村木委員のご退任により、重責を引き継ぎさせていただきました。大変不安もありますけれども、私のような消費者にとって、この市民会議に参加させていただくということは、とても学びが多い機会です。これからはしっかりと学びつつ、北川議長の下でしっかりと副議長を務めさせていただければと思っています。どうぞよろしくお願いい申し上げます。

議題 (3) 法曹人材の確保に向けた取組と谷間世代問題について

(北川議長)

それでは、議題(3)「法曹人材の確保に向けた取組と谷間世代問題について」の議論に入りたいと思います。

まず、日弁連の執行部からご説明をよろしくお願いいいたします。説明者は、宇加治恭子副会長、小川淳副会長です。なお、小川副会長は、途中16時頃からZoomでご出席の予定とのことですので、後ほど質疑や意見交換から参加される予定です。それでは、宇加治副会長、よろしくお願いいいたします。

(宇加治副会長)

ただ今ご紹介いただきました副会長の宇加治恭子と申します。先日、D&Iの議題のときに副担当で出席させていただきました。本日もどうぞよろしくお願いいいたします。

今日は、冒頭メインでご報告をさせていただきますので、少し自己紹介をさせていただきます。

私は所属が福岡県弁護士会です。当年度の日弁連執行部におきましては、主として法曹養成まわり、それから若手世代の弁護士に対する支援関係、広報等の担当をしています。

そういった関係もありまして、本日、法曹人材の確保に向けた取組と谷間世代問題についてのご説明をさせていただきます。ただ、本日は、できれば委員の先生方とたくさん意見交換をしたいという小林会長の意向もありますので、通常よりは少しコンパクトに報告をさせていただきます。

本日、机上配布として、レジュメと続きの資料、表紙を除いて23頁のものがお手元にあるかと思しますので、そちらに沿ってご説明をさせていただきます。

まず1/23、資料番号で言うと78-1をご覧ください。これが本日のレジュメです。この説明の中で、適宜、後半の資料についても触れてまいります。番号を申し上げますので、その都度ご参照いただければと思います。

前半が法曹人材の確保に向けた取組についてです。では、2/23に行ってくださいまして、法曹人材の確保に向けた当連合会の取組ということで1、2、3とあります。

前提ですが、弁護士というのは、社会にいらっしゃる個人の方、あるいは事業者の方、いろいろな方々から求められて仕事をしていくものです。社会から求められている弁護士像は何なのか、ということについて、少し確認をしたいと思います。

これにつきましては、法律の専門家として、市民生活の中で生じる日常の様々な法的問題について、身近に相談を受けて、適切な予防方法や対処方法、解決策を助言する国民の社会生活上の医師としての弁護士、これがいわゆる司法改革審議会の意見書に書かれていることですが、ここは大筋では変わらないのであろうと思っています。

もう少しコンパクトに言いますと、その次にありますが、多様な社会ニーズに対応できる高い専門性、それからそれを支える専門職業人としての倫理を兼ね備えているということが要求されているものと考えます。

次に、今、弁護士の活動領域がどうなっているか、拡大をしていますよ、そしてまたそれが必要ですよ、ということについてお話をしたいと思います。

資料78-2-3にパンフレットがあります。会場でご出席の方には二つ折の現物をお配りしておりますので、こちらを開いていただくとよろしいかと思います。このパンフレットは、法務省が作成したものですけれども、中身は法曹の活躍の場ということで、弁護士の活動の部分については、日弁連がかなり協力させていただいて作られており、現在の弁護士の活動については、かなり正確に記載できているかと思えます。

様々な分野で弁護士が活動しているということが、このパンフレットからもご理解いただけるかと思えます。例えば幅広い人権擁護の活動として、子どもの支援、高齢者・障害者の支援、犯罪被害者の支援、外国人問題等、かつて言われていたことよりもかなり広がりをもって活動を行っています。

それから、小林会長の冒頭の挨拶にもありましたけれども、中小企業をはじめとする事業者の支援というのも今非常に重要になっています。例えばスタートアップ企業支援である

とか、中小企業への伴走支援ということが中小企業庁等からも重要な課題だと提示されています。あるいは日本企業の海外展開についての支援、企業間で国際的な紛争が起こったときの仲裁の手續等で代理をするというような活動もしています。

それから、先ほど伊藤委員の自己紹介の中でも行政機関の中で法曹関係者が活躍しているというお話もありましたとおり、消費者の分野等も含めていろいろな行政機関に弁護士が職員として入った上で活動する、いわゆる組織内の弁護士も今非常に増えておりますし、企業、地方自治体も含めてニーズが非常に高まっている状況があります。

そして、右側の頁、3 / 2 3に行っていたくださいませ、法曹人材の確保に向けた取組の3というところですか。このように活躍の分野も広がってきていますし、弁護士にもっと活躍してほしい、弁護士の支援を必要としている人たちがいるのだという社会の声はあるわけです。他方で、法曹を目指す若い人が増えてくれないと困るというところもありまして、人材の確保ということは職業団体である日弁連としても非常に重要な点であると認識をしています。

例えば、どういう人材が法曹界に来てくれるとよいのか、ということに関して、もちろんオーソドックスに大学の法学部に行って、それから法科大学院に行って、司法試験を受けてという、いわゆるイメージのしやすい法曹人材というのももちろん重要です。

しかし、社会のニーズが多様化しているということは、それに対応する弁護士のほうも多様な人材が必要だということになるかと思えます。そこで必要だと考えているのが、資料に3点ご紹介をしていますけれども、法律以外の様々な学問分野での知見、それから実社会での業務経験等を背景として、多様な社会ニーズに対応できる弁護士の増加ということです。これは、今後ますます求められていくであろうと思えます。

それから、これまでも何度かご紹介があったかと思えますけれども、現在弁護士における女性の割合は、約2割です。ただ、社会では基本的には50%女性がいますから、弁護士としても、もっと女性弁護士の割合が増えることによって、様々な課題に取り組むことができるし、社会からも必要とされているところかと思えます。

そして、全国各地にきちんと弁護士がいて、地元で仕事をしてくれるのかという問題もあります。私、時々申し上げるのですけれども、地方の皆さんが、ご自分たちが日常使っている方言で、安心して相談ができて依頼ができるといったような司法基盤が非常に重要だと思います。その意味では、全国各地に根差す弁護士というものも、非常に必要性が高いと思っています。

そういった意味で、法曹の魅力を発信するというのが、若い人に向けて、あるいは社会人経験をしてから法曹界に入っていた方も含めて、非常に重要であろうと考えています。

そこで、弁護士に限りませんけれども、法曹全体で、法曹の魅力をいろいろな人たちに発信していくという活動も行っていて、例えば、先ほどご紹介した法務省のパンフレット等の作成もその一つです。いろいろなイベントを実施する際、参加される方に法曹の仕事を

知っていただくために、こういったものを配布したりしています。

ちなみに、パンフレットの裏面には、今の法曹養成の主なプロセスについて、法科大学院に進むとか、予備試験、あるいはその後の司法試験、司法修習、そして法曹の三つの仕事、弁護士、裁判官、検察官について書いています。こういったものを法曹三者で協力して作成をしたり、あるいは共同でイベントを行ったりといったようなこともやっています。

そして、もちろん日弁連独自の取組もしてまして、そちらにつきましては、資料の78-2-1をご覧くださいと思います。こちらは、日弁連新聞と一緒に配布をしております委員会ニュースというものの2023年12月号の中の1頁です。法科大学院センターという、法科大学院をサポートする委員会が、法曹志望者の増加に向けてこんな取組をしていますよ、という報告をしている記事がありましたので、本日の資料とさせていただきます。

小さい字で恐縮なのですが、例えば広報ツール、日弁連でも様々なパンフレット等を作っていて、その一つが「弁護士になろう！」というものです。8人のチャレンジとありますが、いろいろな弁護士が8人出てきて、どのようなバックグラウンドを持って、どういう思いで弁護士になって、具体的にどういう活動をしているのか、といったようなことを紹介するパンフレットです。

それから、法科大学院の協会がありまして、こちらで学生さんに法科大学院というのはこんなところだよ、とご説明するようなイベントがあるのですが、そこに弁護士が講師として出向いて協力をするとか、そういったこともしています。

また、弁護士会独自の取組といたしまして、最近、修学旅行等で地方から東京に出てこられるときに、何か研究をしようということで、日弁連を見学したいといったような要望があります。こうしたご要望にお応えして、学生のグループを受け入れて、お隣に裁判所がありますので、一緒に裁判の傍聴をして、その後、弁護士会館を見学して弁護士と学生が意見交換をするというような取組もしています。

さらに、そういった取組は日弁連、東京だけではなく、各地で展開してほしいということで、各地で展開するに当たっての情報を収集し提供してサポートするかどうか、あるいは実際にイベントを実施するときの費用について、日弁連が補助をするとか、そういったことも含めて、各地でも法曹の魅力を発信していただけるようにということで後押しをしています。

資料78-2-2に、「弁護士に会ってみよう」という企画に実際に参加した方のアンケートの一部を載せていますので、是非お読みいただければと思います。

日弁連といたしましては、法曹の魅力を発信し、多様な人たちに法曹を目指してもらうこと、それから、そういう方たちが各領域で活躍することによって、市民、そして事業者の方の法曹に対するニーズに応えられるような体制を作っていくことが、非常に重要であると考えているところです。

そして、日弁連では、若手弁護士に対する支援の仕組みもいくつか作っています。資料の

4／23からになりますけれども、業務面、経済面、あるいは即時に独立をしようとする弁護士への支援等々、様々な取組をしています。

時間の都合がありますので細かいところは省略させていただきますが、ご関心がありましたら是非後ほどご質問いただければと思います。

さて、5／23からの谷間世代問題について入っていきたいと思います。小林会長のご挨拶にもありましたように、いわゆる谷間世代問題というものが発生しています。これは、日弁連全体としても、あるいは法曹界全体としても大きな問題だと認識しています。

そもそも、いわゆる谷間世代問題というものは何なのか、分かりやすい資料が78-4-1の図になりますので、こちらをご覧くださいながら聞いていただければと思います。

まず、2010年に司法修習を開始した64期の修習生までは、国家公務員に準じた給与が国から修習生に直接支給されてきました。これを給費制と言っています。しかし、2011年10月から2017年10月に修習を開始した修習生、この方たちは新65期から70期になるのですが、この期の修習生には司法修習期間中に給与なり給付金の支給はなかったのです。この世代が約1万1000人います。

しかし、司法修習期間中は修習に専念する義務が課されるのに、無給というのはよくないだろうということもあり、日弁連等の活動もありまして、2018年10月から修習を開始した71期以降に関しては、新たに創設された修習給付金というものが国から直接支給されるようになりました。

ただ、この新たな修習給付金が支給されるに当たって、それまで支給を受けていなかった新65期から70期の人たちには、その後も国からの給付はなされておきませんので、ここで谷間が生じていることになり、これをいわゆる谷間世代問題と呼んでいます。

修習生というのは、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、各地の法曹の現場で研修を受けるわけなのですけれども、修習専念義務が課されています。にもかかわらず給与がない、給付金がないので、修習期間の生活費をどうやって賄うか、という問題が生じるわけです。

この谷間世代の人たちは、修習期間中の生活費について、自前で何とかするか、親族に借りるか、あるいは国から借りるといったようなことをしていました。それで平均300万円の借金ができたわけです。

この谷間世代問題を解決しなければいけないということで、日弁連も取組を進めてきました。資料の6／23です。司法修習費用問題対策本部という、いわゆる委員会がありまして、本部長は会長です。この本部が中心となって、修習給付金の制度創設以降も、谷間世代を救済する必要があるということで、全国をリレーして集会をすとか、議員会館内での意見交換会をして国会議員の理解を深めるとか、そういうことをしながら谷間世代に弁護士以外の方も含めて一律に修習給付金と同じ金額を支給してほしいと求める活動をしてきました。

ただ、この一律の支給は国が動かないと実現しません。そこで日弁連の独自の取組としま

して、谷間世代に当たる方々に対し、一定の要件はあるのですけれども、日弁連に申請をしていただくと20万円を一括支給するというような制度を作りました。とはいえ、これでは経済的には全然足りませんので、これで問題が解決するわけではありません。

この問題に関しては、資料の6/23の下の方になります。小林会長は就任直後からしっかり取り組まなければいけない重要な課題と位置付けまして、国会議員等への働きかけなど対外的な活動を行ってまいりました。

しかし、日弁連に協力的な国会議員の方からも、国が一度やめたにもかかわらず、金銭を一律給付するということはなかなか難しいのではないかと、ハードルが高いのではないかと、いったようなご指摘も受けました。

こういったご指摘も踏まえつつ、なおご理解を求める活動をしなければいけないということで、2023年5月にも、議員会館において国会議員の方々との意見交換会を行い、多くの国会議員の方々にご参加いただきました。

そうした取組を進めながら、小林会長を先頭にして、実現可能性のある制度をどうやって作るかということで検討を重ねてまいりまして、さらにその間にも国会議員の方々にも働きかけをするなどの活動を続けてきました。

その結果、冒頭会長の挨拶にもありまして、2023年6月に閣議決定されました骨太の方針2023に、「法曹人材の確保及び法教育の推進などの安全・安心な社会を支える人的・物的基盤の整備を図る」という文言が入りました。これが資料の78-4-2です。赤枠で囲んだ部分が該当箇所になります。

個々の課題のほうに入りますが、骨太の方針に入ったから一律に谷間世代の救済がなされるわけではありません。日弁連としましては、骨太の方針に入ったことを受けて、新たに人への投資として、日弁連の下に基金を設置し、日弁連が国から事業を受託して、谷間世代の会員が行う様々な公益的活動に対して給付を行うという新スキームを検討しています。これにつきまして、所管官庁となる法務省と協議を重ねているというタイミングです。

他方、新スキームを作るということは、国の貴重な財源を使うこととなりますので、市民、国民、いろいろな方の理解と納得を得られるような制度にすることが必要であろうと思います。この辺りに関しては、是非皆様のご意見を聞かせていただきたいと思っています。

関連して、谷間世代の弁護士たちが、自分たちのお金のことや境遇等についてどのように考えているかということにつきまして、資料の78-4-3、78-4-4をご覧ください。78-4-3は大変字が小さくて恐縮なのですが、彼ら彼女らの思いを集約しようとすると、どうしてもこのぐらいにはなってしまうということで、ご了承いただければと思います。こちらは谷間世代の声として、アンケート結果を集めたものを少し修正した上で、掲載をしているものです。

それから、78-4-4には、いろいろな活動を頑張りたいのだけれども、修習中に給付を受けられなかったことが経済的にも精神的にも足かせになって、なかなか積極的に取り組めないといったような声が寄せられており、骨太の方針をテコに、是非何とか良い結果を

勝ち取りたいというところですよ。

22/23の図を見ていただきますと、前半でいろいろと活動領域のお話をしましたが、様々必要とされている活動に、谷間世代の弁護士たちも取り組みたいと希望していることがお分かりいただけるかと思います。そういうことに取り組むこと、公益的な活動に取り組むことに対して、給付を受けられるような制度を市民・国民の納得を得て作っていかないか、ということを考えているところです。

23/23も、これもまた字が小さいので大変恐縮ですが、谷間世代の弁護士たちが、このような活動に取り組んでいけるのではないかと、担いうる活動ということでリストアップしているものです。こういったところも参照しながら、委員の皆様のご意見をお伺いできればと思っています。

最後に、少し戻りまして7/23ですが、今ご説明した新たなスキームとは全く別なのですけれども、日弁連に若手チャレンジ基金という別の制度があります。これは、日弁連が谷間世代を含む弁護士の様々な活動に対して費用を一部負担したり、あるいは研修の費用を出したり、優れた活動については表彰をしたりしているものです。実際にどういう方が表彰の対象になっているのかにつきまして、資料78-3に日弁連新聞の関連記事を載せていますので、こんな活動をしている弁護士たちがいるのだなということでご理解いただければと思います。

以上で、私からの報告は終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

(北川議長)

どうもありがとうございました。今、縷々ご説明をいただいたのは、法曹界への人材確保というテーマについてが一つです。それに深く関連しますけれども、いわゆる谷間世代の問題ということについて併せてご説明をいただいたわけですが、この件につきまして、委員の皆さんからご意見、ご質疑をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。井田委員、いかがですか。

(井田委員)

ご説明ありがとうございました。二つのお話なのですけれども、すごくつながっているなという印象があって、以前に比べれば、それこそ司法試験の合格率が3%とか、そういう時代に比べればずいぶんと法曹になりやすくなっているのだから、もっといろいろな人がチャレンジできるはずだと私自身も取材を通して、こういう司法、法曹養成の制度ができたときに期待していたわけなのですけれども、実際にはなかなか敷居の高い制度になっているということは、どういうことなのだろうといつも思ってきました。

今日、お話を聞いていて改めて思うのは、初期投資があまりにも重い制度になってしまったなということです。大学を出て、そこからまた2年ロースクールに行って、それで修習生になっても、今は給付金が頂けるといえることなのですけれども、13万5000円というのは決して十分な金額とは言えないですね。今、このぐらいの仕送りで大学生がやっていたのかなということも、自分が大学生だったときにこのぐらい送ってもらっていたような

気がしたものですから、「えっ」というところが正直ありまして、そういう意味では、なかなか最初の投資が大きすぎて、純粹にお金だけのことで言うと、その後をしっかり稼げるかもしれないし、お金のことだけではなくいろいろなやりがいのある、チャレンジしがいのある仕事であるということは頭では分かっている、やはり先立つものがないとなかなか進路を選びにくいというのは、学生の現実としてあるのだと思います。

ですので、そのところをどう解決していけるのか、という一つの答えというか、解決策として、在学中に受験できるという道筋もできましたが、昨日、今年の司法試験の合格者の内訳のようなものも出てきましたけれども、在学中の合格率がすごく高かったことにとっても驚いて、これについては別途このデータをどのように見たらいいのかお聞きしたいなど思っているところではあるのですけれども、それがどのような影響を与えていくのか。今の若者たちが、法曹になるということをもう少し身近に、現実的に考えてくれるのかなという期待はあります。

ただ、課題としては、司法修習給付金の13万5000円というのは、何かスライドして上がっていくものなのか。修習期間中は大方の人が移動を伴うというか、地方に行つての修習ということで地元と行ったり来たりということになると思っていますので、そういったところでの思わぬ出費というものもあるでしょうし、そういうところがクリアされていかないと、なかなかその先の法曹の魅力というものを伝える以前のところで、つまづいてしまうのかなという、そういう印象があります。

その先の法曹になってからのことについて、どうPRしていくかということは、また別の論点かと思っておりますので、ひとまず今感じたことをお話しいたしました。

(北川議長)

何かございますか。

(宇加治副会長)

そうですね。経済的な負担の関係では、大学を卒業した後に法科大学院に行くことでの負担は確かにあります。今は、法科大学院のほうでも、例えば奨学金等も、もちろん貸与制のものもありますが、一部についてはその後償還が免除されるというものも結構ありますし、法科大学院によっては給付型の奨学金を独自に作っているところもあります。学費程度、場合によってはもう少し学費プラスアルファぐらいのところまで出るような制度を作っている法科大学院もあるようです。

それから、法学部に法曹コースができたことによって、3年間は法学部で勉強し、そこで早期卒業をして法科大学院の2年コースに行くと、学校に行っている期間は基本的に5年間ということになりまして、通常の大学4年間よりは1年長いということになります。また、法科大学院在学中に司法試験を受けて合格をすれば、卒業とほぼ同タイミングで司法修習生になれるため、いわゆるギャップタームの解消の取組は行われています。

これによりまして、例えば、地方の大学で法科大学院はやめたのだけれども、法学部に法曹コースを作ったというところでは、3年間しっかり学生さんを養成して、連携協定をして

いる法科大学院に学生さんを送り出すことによって、地元を離れる期間が法科大学院へ行っている2年間といったような形で、若干の負担軽減をすとか、あるいは地元で養成をすることによって、地元に戻ってきてもらいたいといったような形での取組もされているものと承知しています。

修習給付金の月額13万5000円は、おそらく制度が始まったときから今まで変わっていないはずでして、あとは多少の家賃補助とか、あるいは司法研修所の都合で移動が必要になったときの交通費等は別途出るといったような建付けにはなっています。概要は以上です。

(北川議長)

ありがとうございました。では、湯浅委員、お願いします。

(湯浅委員)

よろしくをお願いします。ご説明ありがとうございました。まだ分からないところがあるので、質問させてもらっていいですか。まず、1点目の人材確保なのですが、受験者数が減っているということですね。以前であれば司法試験を受けていたような人というのは、今ではどこに行っているという分析、どの分野に就職しているという分析なのでしょうか。

霞が関で官僚になる人もどんどん減って、大学も相当多様化してきていますが、それと同じような話なのか、何か法曹界独特の問題があると見ておられるのか。減ってきていることの要因ですね。弁護士になってもあまり収入がない人が多いというような話も、一方ではありますよね。そうした純粋な収入面の話だと考えておられるのか。いろいろな要因が重なっているのだと思いますけれども、どこら辺りに減ってきたということの要因を見ておられるのか。司法試験を受けない人は、今どこに就職していつていると見ておられるのか。その辺りについてお考えだったり分析されていることがあったら伺いたいということが1点です。

それから、谷間問題に関しては、これも事実関係の確認ですが、21/23に載っている「人への投資」の制度の概要とか、予算総額200億円というのは、これは日弁連が提唱している制度ということでしょうか。まだ国のほうで決まった制度ではなく、こういう制度を作ってほしいと要望中であると、そういうことですね。

(宇加治副会長)

2点ありました。1点目の、司法試験受験者数が減っていることについて日弁連としての公的な分析というものはないと思います。ただ、私は法科大学院で非常勤講師等も務めていまして、その関係で大学教員の先生方とお話をしたりする機会もあります。その中では、今、そもそも法学部に来る学生が減っているということもありまして、もともと少子化であるということはあるのでしょうかけれども、全般的に言うと、どちらかというと文系が減少傾向にあるのではないかとすることがあります。あとは進路の関係でいきますと、今、東大もおそらく法学部より経済学部のほうが希望者が多いのではないかと思いますけれども、文系の学生さんで、いわゆるトップクラスと言われているような人たちの中で一番希望が多い

のは、起業することだと言われていました。それからあくまで噂レベルの話ではありますがけれども、就職先の希望についても、従前はおそらく1番目に霞が関が来て、それから法曹もそれなりに高い順位だったところが、今はコンサルとか外資系金融機関といったようなところに全体的に少しシフトしていつているのではないかと、ということが言われています。

日弁連の公式見解はありませんので、私の所感ということでお聞きいただければと思います。

それから、法学部への進学が減っている関係、全体的な傾向もあるのでよく分からないところもありますが、今一つ気になっているのは、高校の進路指導の先生方が、法学部というもの、それから法曹というものについて、どのぐらいイメージを持っていただけているのだろうかということです。少子化で、どこの家庭もお子さんをすごく大事に育てられていて、どこに送り出すかということについては、それなりに気を使っていると思いますので、高校の進路指導の先生方にも、法曹のしっかりした姿を伝えるとか、そういったことも今後は必要なのかなと考えているところです。あまりお答えになっているかどうか分かりませんが、そのような印象を持っています。

21/23の部分につきましては、ご指摘のとおり、今後こういう形で実現していけば谷間世代の救済につながるのではないかと、ということで、日弁連としてイメージを作っているところです。こういったものを基に国会議員の方々の対話等を進めているということをご理解いただければと思います。

(北川議長)

他はいかがでしょうか。河野副議長。

(河野副議長)

ご説明ありがとうございました。後段の谷間世代の対策は少し置かせていただいて、まず法曹人材の確保についてご説明いただいた内容なのですが、どこで法曹関係の仕事をする魅力を知る機会があるのかと考えたときに、私は長い間この消費者分野で生きてきましたから、先ほど伊藤委員がご挨拶の中でおっしゃったように、消費者庁には、かなり多くの弁護士資格を持っていらっしゃる職員の方がいて、法律を作るときには、本当に私たち消費者を助けてくださっているということは実感としてあります。ただ、実は私生活でトラブルが起きて弁護士さんに相談をしたことというのはないのですよね。一度も裁判所にも行ったことがないという、そういう状況です。どこで魅力を知るのだろうと、まずは思いました。

当然のことながら、安全で安心できる生活のための基礎インフラとして、司法サービスというものはものすごく重要だと思うのですが、例えば医療も同様な役割を担っていて、医療だと助けてもらった経験とか、自分のおじいちゃんがお医者さんにすごくお世話になったとか、そういうことで実体験として志望動機につながりやすいといいますか、将来お医者さんになろうというようなことというのは意外に身近にあると思います。

でも、司法サービスはどうだろうと思ったときに、やはり助けられた経験とかがあまりな

いのではないかなと思います。私もこの長い人生で感謝こそすれ、具体的にお世話になったことがないので、その辺りに切り込んでいくのが、一つの方法かなと思いました。

先ほど、高校生の方が弁護士に会ってみよう体験をされたというお話がありました。私は弁護士に会ってみよう体験だけで、魅力が伝わるとはとても思いません。今、例えば私たち消費者団体でも、学生さんのインターンシップを1か月ぐらい計画を立てて受け入れています。いろいろな場所に一緒に行って体験をするということしかできないのですけれども、それでも1か月ぐらいのインターンシップの機会を設けて、毎年毎年、10人ぐらいの学生さんを受け入れているのですよね。

その経験を踏まえて、最終的にそういった消費者問題に向き合ってくださいる方というのは、すごく少ないのですね。全然経済的に報われませんので。でも、やはり1か月一緒にいると、どういう問題があるか、ということが分かってもらえます。ですから、もしかしたら会ってみようだけではなくて、インターンシップのようなことをすれば効果があるかもしれません。今、インターンシップは受け入れていらっしゃいますか。

(宇加治副会長)

大学生はなかなか難しいですね。法科大学院生の受入れはあるのですけれども、守秘義務の関係がありまして、個別案件はなかなか難しいところがあります。

(河野副議長)

もちろん難しい部分もあると思うのですけれども、でもこんなふうなお仕事をするというのは、ルールに抵触しない限りで体験できるのかなと思っていて、インターンシップをやってみるとか、小中学校に出前授業に行って、こういう仕事をしているのですよということを伝えるのもよいかもしれません。今、小中学生でなりたい職業がユーチューバーとか言われていまして、おいおいお思いますけれども、やはり社会に露出している量と、その仕事に対する理解というのは関係があるのかなと思いますので、待っているのではなくこちら側から積極的に魅力を伝える何らかのアクションというのは、あってもしかるべきかなとは思いました。

ですので、まず法曹人材の確保のところは、魅力を知る機会を増やすということからだと思います。

この関係で言うと、ステークホルダーとしては、国は仕組みを整えてくださる。それから、日弁連は法的サービスを提供する。私たち一般人は、社会ニーズとして法律サービスを受けるのですけれども、やはり提供する側とサービスを受ける側で、機会が少し偏っていると思われまので、その辺りを均衡させるというところに力を注いでいただけるとありがたいかなと思いました。以上です。

(宇加治副会長)

ありがとうございます。学校の出前授業については、実は取り組んでいるところもあります。よくあるのは、弁護士が自分の母校に行くというような形で、母校とコンタクトを取って出前授業の時間をいただくといったような取組です。ただ、あまねくいろいろなところで

ということにはなっていません。日弁連ではそうした取組を各地でやっていただくときに補助金を出すような制度も作っていますので、今日いただいたご意見も踏まえて、もう一段積極的にということを進めていきたいと思えます。

それから、少し切り口が違うのですが、法教育ということには結構取り組んでいます。子どもたちがルールメイキングを学ぶところに講師役で弁護士が出ていくとか、あるいは模擬裁判選手権というような形で、模擬裁判に高校生が関わるというようなことにも取り組んでいまして、そういった取組は、必要性が高いのかなと思いつながらお伺いしていました。ありがとうございます。

(北川議長)

伊藤委員、どうぞ。

(伊藤委員)

今ご指摘いただいたとおり、お金をかけて役立つかどうか。どうも先ほどお話しいただいたような大学の傾向のとおり、よりそちらのほうがお金を稼げるとおそらく皆さん思われているのだと思うのですが、もう一つは、世の中に役立っているということの評価、社会的な価値があるということに対しての意識が、おそらく今の若い人は非常に強いということを考えますと、それに対して触れる機会があったほうが良いという、そのご指摘のとおりだと思います。

ただ、子どもたちというよりは、例えば法学部の学生さんは法曹になることを否定しているわけではないけれども、そこまで馴染みがないという方もたくさんいらっしゃるのだと思います。ですので、簡単なことで言うと、弁護士向けの研修のようなものをやられていると思うので、学生向けとかではなくて、むしろもう少しプロっぽい内容で、こんな形でこういうふうに行っているのだみたいなもののほうが、もしかしたら刺激が与えられて、こういう形で世の中の役に立っているのだということを感じることができると、かつそれ用にアレンジしなくて済むのではないのでしょうか。おそらく門戸をあまり開かず弁護士会の会員向けだけにやられていると思うのですけれども、そういうものの門戸を少し開くというようなことも一つの手としてあって、こういう厳しいところで戦っているのだということ、実感を持って経験していただく機会があるととてもいいのではないかなと思うのが一つです。

それから、もう一つは、やはり法曹資格を取るためのコストがすごくかかるという問題をどうするか、ということがあると思えます。これは質問も含めてになりますが、おそらく奨学金制度のようなものを弁護士会で多少はやられているのではないかと思うのですけれども、法曹を目指す人に対しての奨学金制度のようなものをもう少し充実させるということがあり得るかもしれません。特に優秀な人に対して、ということかもしれませんし、地方でこういう活動をしたら、ということかもしれません。何かそういったようなやり方もあるのかなと思えます。そういうものと先ほどの研修のようなものをリンクさせるとか、そういう実務的な話もあり得るのではないかなと思えました。

あとは社会全体としての議論になりますけれども、法曹に関して社会全体がどのくらいのコストをかけていくのか。大きな話としてはそういう話があるのだと思います。世の中がすごく変わっていくときに立法していても辛いと思うのは、立法事実が相当明確にあって、ものすごくたくさんの方が被害者が出ないとなかなか法律が作れないということです。あるべき方向はこちらだと分かっているのに、個別適用がなかなか決められない。そうしたときに、立法事実を積み重ねて、裁判で判決を得るとかいろいろなことを通じてやっていると追いつかないというようなことが、社会が変化すると起きてくると思います。なかなか今のやり方は、そうになってないところがあって、今まではそれでよかったのだと思うのですけれども、例えばデジタル化とか、あまりにも早く動いているようなものというのは、そんなことを待って1年や2年審議会をやっているうちにどんどん被害者が増えてしまうことが予想されているようなものに対してどうしていくとか、社会として法曹にどのくらいのコストをかけていくべきか、というようなことが、もう少し考えられるとよいのではないのでしょうか。もっと広い意味では、そういう議論をしないと何となく法曹の世界の人たちのためのもの、というような議論になってしまうので、そうではなくて、今の時代だから必要なのだというような感じのことをもう少し言うていく必要があるのかなと思いました。明確でないと判断ができないし、明確にしすぎると今度は隙間ができてしまうというようなことに常になってしまって、すぐ2、3年後に見直しと言われるという、そういう忸怩たる思いを持っていました。2、3年後って言うけれども、もう明日から始めないといけないではないか、というような話になってしまうというジレンマに、常にさらされていた者としては、ついそういうことを思っていました。以上です。

(宇加治副会長)

奨学金の件だけ少し触れてもよろしいですか。弁護士会で、例えば法学部とかロースクールの学生に奨学金を出しているということは、おそらくないだろうと思います。ただ、各大学、特に法科大学院の関係では、具体的に例を出して恐縮ですけれども、沖縄弁護士会は、琉球大学の法科大学院と非常に密接に連携をしています。沖縄弁護士会の会員が琉球大学の学生さんに指導に行くときの費用を弁護士会が出すために、会員から特別に会費を集めるというような形で、間接的にですけれども支援をしているとか、あるいは沖縄の弁護士が地元の企業に働きかけて、学生に対して奨学金を出してもらっているとか、企業で学生にアルバイトをしてもらって、そのアルバイト代を出すとか、そういったような連携をしているような例はあります。それから、一部ではありますけれども、弁護士が中心となって運営しているNPO法人で、司法過疎地に学生をほとんど無料に近い金額で連れて行って、現場を見せてこういう活動が必要なのだということを認識してもらおうといったような機会を作ったりというようなことはされています。

(北川議長)

小林会長、全体の枠組みとしてはいかがですか。

(小林会長)

弁護士会、日弁連における奨学金についてお話をいただきましたが、日弁連にはありません。私は東京弁護士会の会長もしていたのですけれども、会長が終わると育英財団の理事長を務めることになっています。そこで奨学金を出しています。たいした金額ではありませんが。一応ロースクールの学生にもお出ししています。返せない方もいらっしゃるので、そういう方は返済免除もしています。財源がだんだん足りなくなるので、私も毎年寄附をさせてもらっています。

やはり法曹全体がその養成にかかるコストをどうするか、という課題がありますね。先ほど河野委員が医療のことをお話になりましたけれども、やはりいつも医療と対比をされます。司法の世界というのは社会生活上の医師であるとかいうのですけれども、我々は司法予算の0.3%の壁ということをずっと言い続けています。伊藤委員がおっしゃったように、やはり具体的な立法事実を積み重ねていかなければいけないのですけれども、人権課題等は立法事実がたくさんあります。再審法の改正等がそうですね。

再審法の改正には予算は必要ないですよ。でも、なかなか実現できないし、国内人権機関等もなかなかできません。これも大きな予算がいるわけではありません。そういうことからしても、日本の今の社会全体が人権に対してなかなか冷ややかだということは指摘せざるを得ません。

この0.3%がなぜか増えていきません。国の予算全体はどんどん増えていっているのに、司法予算がだんだん減ってきてもう0.3%を切るような状況になってきています。それをどうしたらいいのかなといつも悩むのですけれども、これは地道にやるしかありません。やはり政治的なパワーが必要になりますが、応援団を増やすという地道な努力も、今もしているところではあります。

湯浅委員はいろいろなところで頑張っているから、こういう同じような問題に突き当たっておられるのではないかと思いますけれども、そういう幅広い力を結集するというのも大事で、総体としてたくさんメニューがある中でどこに重点的に配分しながら実現をしていくという戦略も必要ではないかなという気はしています。

委員の皆さんから、どうしたらいいか、また教えていただければと思います。

(北川議長)

構造的にどうか、というご質問でした。法曹界の在り方という問題等についても、部分的ではなしに、国がこれだけ変わってくるときに、どういう在り方があり得るのか、ということが問われていると思います。国としてどう考えるかということ、単に法曹界だけではなくて、法曹界は国を構成する重要な要素だという問題が問われていると思うのです。

そのときに、弁護士会としてどういうことをお考えになっているのか、ということをご確認されたのだろうと思います。

(小林会長)

今、国全体の医療費はどれぐらいなのでしょう。45兆円くらいではないでしょうか。ところが、法曹にかかるコストというのは本当にわずかです。司法予算としても3000

億円を少し超えるぐらいですよ。そのうちの大部分は最高裁の物件費と人件費ですからね。司法サービスに充てられる費用というのは本当に微々たるもので、法テラスの予算でいえば、民事でいくと150億円です。刑事でも150数億円、法テラスの運営、それから刑事、民事を通じて大体トータルで300億円程度です。法テラスの法的支援ということからしてもそういう実態です。

これを構造的なものということで考えると、結局行政が肥大をしながら、司法というものがやはり本当は政治と経済の下支えになっていかなければいけないけれども、司法がそういうふうにはなっておらず弱いという構造的な分析をしなければいけません、これは言ってみれば司法関係の政治的パワーが根本的に欠けていると言わざるを得ないと思います。

昭和36年に武見太郎さんが、国民皆保険を作って保険で医療費を出してくれなければ我々は医療しませんと頑張って、今の国民健康保険制度が作られました。それで日本も平均寿命が延びましたし、やはりそういった政治的な力を発揮する時期というものが必要なのだらうと思います。

イギリスは今でも弁護士はストライキをやることがあります。去年もやっていました。イギリスにはソリシターとバリスターがありますけれども、法廷弁護士であるバリスターの皆さんが、もう法廷に行きませんということでストライキをやるわけです。

それによって、バリスターは国の予算を出してくれと、現状の刑事弁護の費用を15%増やしてくれと要求しました。国は7%までは回答したけれども、それでも拒否をしてストライキをやったのです。

イギリスではそういうこともやっているのですが、日本の弁護士会は、そんなことをしたことはありません。法曹がそれぐらい元気を出して国と対峙していかないと、この構造的な0.3%の壁は破れないのではないかと、ということを思っています。そういう結束力があるのかどうかですね。

(伊藤委員)

すみません、反論するようで恐縮ですが、仮に裁判がいくらか遅れたからと言って何か影響はありますか、というようなことを言いそうな気がします。それぐらい、何というか、先ほどの話ではありませんけれども、やはり遠いと思われているということですかね。そこが少し悲しいなと思います。

(小林会長)

日本の皆さんは、裁判なんてやったって、それは弁護士が勝手に騒いでいるだけだというように、極限的に矮小化されてしまうのかどうかですね。

(伊藤委員)

そうですね。ですからある意味で言うと、そういうふうに弁護士に縁がなくても守られているというふうにみんなが思っているいい国だと思えるべきなのかもしれません。

(小林会長)

司法というのは、ストライキをやられたって痛痒く感じないというように国民の皆さん

が思っておられるのであれば、それはストライキをやっても全く意味がないと思います。しかし、それは戦術・戦略の問題だというご指摘や、そもそも根本的に問題だというご指摘もあると思います。だからこそ、大同団結しての戦いがなかなかやりにくいということがあることも事実です。

(北川議長)

浜野委員、どうぞ。

(浜野委員)

先ほど副会長から弁護士の活動やニーズが多様化しているというお話がありましたが、これは、私も実感するところです。地方の中小企業であっても近年は海外との事業が進展するに伴い、海外との契約やトラブル等も増え、弁護士の活動するフィールドも広がっています。また、昨今増加している事業承継やM&A等事業再編においても、弁護士の活躍の場が増えていると実感しています。

このようにニーズが多様化しているにもかかわらず、司法試験志願者が減少しているという実情を伺い驚いたのですけれども、その背景・根底には、河野委員がおっしゃったように、一般的な国民にとって、弁護士の存在や活動が身近なものでない、身近に感じられていないということがあると思います。私はシドニーに赴任していたのですが、オーストラリアでは職場の労働環境やトラブル等、何か問題があればすぐ弁護士に相談するという傾向があり、したがって弁護士のお世話になる機会が多いようで、身近な存在であるように感じました。

日本でも弁護士の存在や活動を身近に感じてもらい、弁護士を目指すためには、多様化しているということの紹介がまだまだ足りないのではないかなと思います。

弁護士のドラマも医者ドラマも非常に多いですけれども、やはり一元的過ぎますね。医者のほうはまだ過疎地に行って活躍しているなどということはドラマになりますけれども、弁護士のほうは、あまりそういう過疎地というような問題もドラマとして取り上げられたりしませんよね。スポーツとかエンターテインメントが日本のコンテンツとしてこれほど稼ぐ力になっているのに、エンターテインメントロイヤーは非常に少ないのですよ。ですから、そういったところで非常に負け越して、契約でうまくいっていないという問題もありますし、先ほど申し上げた海外に進出する企業さんにとっても、法務というものが非常に大事だといったところが、一般的にもまだ伝わってきません。

しかも、若い世代はコンテンツ等には非常に興味があるのだけれども、そういった内側のところまでは分かっていないと思うので、やはりもっと広報していただく必要があるかなと思います。そういう若者も関心を持てるような、それが人権問題であってもいいと思いますし、日本に来る外国人の問題であってもいいと思いますが、多様な人材を法曹界に呼び寄せたいという、そういう願いがあるにも関わらず、そういったことがあまり多くの方に知らされていないというのが一つ現実かなと思います。

実は私、中学生のときに法の日の作文コンクールで徳島県2位になって、その表彰を受け

るために広島裁判所に行ったことがあるのです。そのときの印象はやはりものすごく厳粛な感じで、それはそれでよかったのですけれども、厳粛過ぎて少し遠い感じがしてしまう。もう少し身近なところを見せていただくとよかったのかなと思いますし、身近なところで法曹界の方が活躍されているにも関わらず、若い世代、高校生や法学部に在学中の学生の方は分かるのかもしれませんが、もっと早い時期からなりたいロールモデルというものの一つに入ってきていないのではないかなと思います。

ですから、例えばユーチューバーはお金を稼げるからということで、分かりやすいロールモデルだと思うのですけれども、しかし昨今で言えば女性の弁護士の方が、社外取締役になって活躍されているわけですよ。そういった方とか、いろいろな、なりたいなと思うようなロールモデルをもっと若い方にご紹介いただけたらなと思います。

(北川議長)

辻副会長、どうぞ。

(辻副会長)

ありがとうございます。おっしゃることは全く同感でして、私も若いときに日弁連の視察でワシントンとニューヨークに行ったことがあって、そのときに連邦最高裁に行ったのですが、連邦最高裁の中で、子どもがお父さんとキャッチボールをしているのですよ。パネルにおそらく歴代の長官だと思うのですけれども、写真を貼っているのですが、みんな知っているのですよね。

日本だと、総理大臣は知っているかもしれませんが、国会の議長すら危うい。最高裁の長官などほとんど知らない。ですが、アメリカの連邦最高裁ではパネルを見ると知っている人の顔写真ばかりなのですね。その連邦最高裁の中で子どもと親が遊んでいるという身近さがあり、日本の最高裁なんて当事者だっとなかなか入れないので、そのギャップの大きさは本当に感じました。

(伊藤委員)

もう一つは、やはり役所からお金を引き出そうとするときに、先ほどあった国会議員のお話からすると、国際的に日本が負け越しているというようなところは、割とそれは嫌だよねということで響くのではないかと思います。

ですから、お金を出してもらうための戦略分野という意味で、本当の意味の戦略分野ではないのですけれども、人権というような本当にベーシックな大事な話と、こんなことだと日本の企業がやられてしまっって負けてしまいますよ、というような話をそれぞれしていく必要があるのではないのでしょうか。それを守るための砦として、こういうことが非常に重要であって、何と云うか刺さるようなと言ったら何なのだと思いますけれども、そういうようなややあざといことも、もしかしたら必要なのかなと思いつつ、今のお話をお伺いしていました。

(北川議長)

吉柳委員、お待たせしました。

(吉柳委員)

私も、本当に広報が必要なのではないかなと思って聞いていました。私は法学部出身なのですけれども、大学のまわり全員が法曹界志望していて、弁護士か検事になった世代です。この谷間世代の前の、職業として憧れの医者、憧れの弁護士というような時代でした。最初に湯浅委員がおっしゃったように、今は競合の職業がたくさんありすぎるなと思います。

もう憧れの職業になっていないということですが、高校生が弁護士になりたくて法学部を選ぶということをその時代はやっていたので、おそらく弁護士になったら人生ばら色みたいな発想が、その時代で終わっているのでしょうか。そういう時代があったので、先ほどあったようないろいろなお金の問題とか、実際には生活がそれほど豊かにならないとか、そういう現実もあると思いますけれども、きっと弁護士のイメージが昔のままで止まっていて、皆さんがおっしゃるように現在の魅力というものが伝わっていないのだろうなど、広報がなされていないのだろうなど感じました。活動が多岐にわたっているとか、職業としてライバルがいるというところに対して、社会課題を解決するとか、人の役に立ちたいというところが、昔は弁護士とか医者とかでもう少し職業が少なかったと思うのですけれども、今はやはり社会起業家とか、自分で起業して事業を起こせるので、あえて法曹界に行かなくても人を救えたり、役に立てるといった競合職業があるということで、どこの企業も売り手市場でとにかく学生さんに自分たちの業界の職業に就いてもらいたいと必死なので、法曹界としてもやはりリクルーティング活動としての採用広報が必要なのだろうなど、聞いていて思っていました。

ツールを作るとかだと本当の学生さんには伝わらないので、リアリティのあるコミュニケーション、例えばSNSを駆使したりとか、女性が活躍しているというところを前面に出していったりとか、そうして広報活動もアップデートしていかないと、最終的にリアリティが伝わっていかないと思います。本当になりたい職業なのか、というところでもこの魅力を打ち出していくかということ難しいと思うのですけれども、広報戦略等も立てられたほうがいいのではないかなと、聞いていて思いました。

(北川議長)

湯浅委員、どうぞ。

(湯浅委員)

前の論点で付け加えると、厳粛で遠いということと、何か古い業界だというイメージがないですか。今でも紙が多用されていると思いますし、厳粛で遠いという論点が出ていたのですけれども、古いということもあるのかもしれないなと思いました。

それから、谷間世代ですけれども、いろいろな公益活動をすることができるし、やりたいと思っているから、そういう公益活動をやるという名目で、実質的には給付に当たるようなお金を出してほしいという建付けで、今要望をされているということですね。

(宇加治副会長)

それが割と近いのかなと思います。

(湯浅委員)

その制度ができたとき、年間40万の5年間でどれぐらいの人が救われるというか、何件ぐらいが対象になり、どのぐらいの人が救われるのでしょうか。

(辻副会長)

数字には一応根拠がありまして、いわゆる谷間世代という方々は、裁判官と検察官も含めると1万1000人を超えるかなというボリュームです。それが、弁護士だけに絞るとおそらく8000人から9000人ぐらいになると思います。

その後にした給付金制度が約13万円です。司法修習期間というのは概ね12か月程度、13か月ぐらいありますので、その期間をかけて、法曹全体の谷間世代ということになると、やや大きいですが、弁護士に限るとおそらく200億円弱という数字になり、そういった規模の予算を数年間の時限で出してもらう形で予算を取ってもらい、あとは基金という形で、公益的な活動と言えるようなものを行った方に対して谷間世代を中心に配っていくというものです。

(湯浅委員)

それはそうなのだろうと思ったのですが、今のお話は供給サイドの話ですよ。公益活動という建付けなわけなので、これによって何人ぐらい困っている人が助かるのか、ということです。公益活動なわけなので、どれぐらいの人がそれで受益するのかという受益者サイドの話聞かせてください。

(辻副会長)

受益者サイドの数ということですが、すごく難しいのが、一人の方の依頼を受けて裁判をやるかということではなく、どちらかというと、そういうことよりも、経済的な基盤の少ない、そういった支援団体のところに行って支援活動をする。当然、お金が貰えないからそういった公益活動を行ったことによって給付を受けるということになってくると、支援団体のメンバーや支援団体が支援をしている方々に波及するということになってくるので、いろいろなカテゴリーによって、一つの支援がどれだけ波及するか、波及する幅が違うと思うのですが、その数は数えられないのですが、それなりの規模になるように、メニューとしては用意できるのかなと思っています。

(湯浅委員)

我々も助成金を受ける団体でもあり、支援として人に出す団体でもあるのですが、やはりいろいろところで問われるというか、あくまで推定にならざるを得ないところがどうしても残るのですが、例えば今こども食堂に関わっていますが、こども食堂が増えて喜ぶ人というのはいないですよ。

増えることで子どもさんや地域の方にどんなメリットがあるのか、というところが少しでも届いて、それだったら応援しようという感じになっていきます。おっしゃるようになかなか正確な数字を出すことは難しいと思うのですが、推計してこの200億があるとこれだけの困っている人が救われるのだ、というようなことは言っておかないと、供給サイドの話ばかりになるのは、説得力としてやや不十分かなと感じました。

(辻副会長)

ありがとうございます。今、需要に関する調査をするという話があったりもしまして、そういう末端のところはどれぐらいあるといったところも含めた推計というのは、確かに重要ななと思います。

(小林会長)

今回の補正予算で、法曹人材の確保についての調査費が微々たるものですが付いています。その中でどれぐらいの人に波及効果があるかということは、法務省も把握しなければいかんだろうということで、今、日弁連との間で詰めているところです。おっしゃるとおり、説得力としては大事な手法ですね。

(北川議長)

井田委員、どうぞ。

(井田委員)

谷間世代のところなのですけれども、司法制度改革のメニューの中で、大体はチャレンジし甲斐のあるものだったと思いますが、当時、取材していて、弁護士費用の敗訴者負担と給費制廃止というこの二つは、どうなのだろうと思いつつも、あまりにもいろいろなことがありすぎて、新聞としてはうまく問題提起できなかった話としてありました。

その後いろいろ見直しがなされて、実施を延長したりとか、すごくいろいろなやり取りが国会と法曹の間であったかと思うのですけれども、なかなか新聞記事になりにくい話というか、一般の読者の人からしたら、弁護士の世界の人たち、法律家になった人で、おそらくその後安定した職業に就いていく人たちの悩みだよ、限られた悩みだよということで、一次的な悩みだというような受け止められ方をされてしまったように思います。司法制度改革の一段大きな波が終わった後も、どうも議題設定しきれずに終わってしまった話ということで、今もこうやって問題提起されているということは、とても大事なことかなと思います。

というのも、当時の理屈としては、司法試験の合格者が増えるのだから予算的にも厳しくなって、そんなに払ってられないよと。だけど、言うほど増えなかったわけですし、実際修習期間も短くなっているわけですから、決して予算として払えなかったものではなかったなというところかというと、本当に残念だと思います。ただ、先ほどもお話がありましたけれども、今それを追いかけるということ自体が、なかなかリアリスティックでないということも分かるころではあります。

先ほど出ていた5年制のようなものもできてきて、期待しているということと何かずれるかもしれないのですけれども、新しい若手チャレンジ基金に選ばれた人、対象になった方の活動を見ていると本当に面白いというか、いろいろな人が入ってきているのだなと思いました。この谷間世代の人たちは、おそらく弁護士になっても結構その先厳しいかもと言われていた世代なのかもしれないけれども、だからこそすごく強い志を持って法曹を目指した人たちなのかなと思える、何というか心強くなるメッセージがたくさんあります。

大学時代にロシア語を勉強していましたとか、心理学を勉強していましたとか、今やっている活動も法廷の中や顧問先のところだけに閉じこもっているのではなくて、社会に向かって開かれた活動をされているという、それが谷間世代だからそうだとということではないのだろうけれども、矛盾に満ちたいろいろなことを考えなければいけない、自分の苦しい苦境もありつつ、矛盾に苦しみながら法曹になられていて、結果的にこういう活動をされているということ自体は、やはり評価されるべきことなので、若手でもこういう人がいますよということを、ぜひ社会に伝わるようにしなければいけないと思います。私も他人ごとではなくて、そうした人たちを紹介したいなと素直に思えますし、同じ年代の同じ職歴で、これだけ自分で裁量持って、先ほど小林会長が人に指図されるわけでもなく、社会問題を解決することができる仕事だとおっしゃったけれども、まさにそういうことなのかなと思いましたので、そういった側面をアピールすることで、今の若い人たちに少しでも気づいてもらえるということはあるのかなと思います。

(北川議長)

林委員がZ o o mに入られたようですので、ご挨拶をお願いできますか。

(林委員)

初回から遅れまして大変申し訳ございませんでした。東京大学で理事・副学長、ダイバーシティ・国際を担当しております林香里です。また、メディア・ジャーナリズム研究で大学院情報学環に所属しております、研究活動もしております。

途中から議論を聞かせていただきましたけれども、日弁連の市民会議で何かお役に立てることがあればと思いますが、広く法曹の仕事が社会の理解と支えによって成り立っているのだなということを今日もまた学びました。これからどうぞよろしく願いいたします。

(北川議長)

林委員、ありがとうございます。私からも申し上げますが、例えば学校で、いわゆる公共政策を教えるというようなことをもう少し体系的にやっていただけると嬉しいなと思います。

私は、地方議会の議員の皆さん方の世間的な評価が低いということは、日本の民主主義にとって非常に不幸なことだということで、全国運動をしているわけですが、議会の皆さんが学校へ行かれるのですね。例えば、この間、沖縄のある中学校に那覇市の市議員さんが行かれて、社会科の先生と一生懸命お話をされたことがありました。いわゆる公民教育、主権者教育というものをやろうということで、5時限の時間を取ったということです。5時限授業をして、その結果として中学生が出してきたものが、那覇市に問題のあることは六つだという提言だったのですね。

その六つの問題点について、市議会へ行って、中学生が意見陳述をして、そして市議会が1本採択したのですね。それはL G B Tの問題で、女子中学生が中学生になったときにスカートで登校しなければいけないということについては、私はズボンがいいよという話です。それで、そのことを意見陳述したら、議会が採択したわけです。

そうしたら、中学生が言ったら社会が変わったと。今はみんな勉強しろ、勉強しろというように感じだと思えるのですけれども、那覇市は自分たちで守っていこうという、こういう雰囲気すごく出ていたということで、学生が自信を持ったんですね。

そういうことからいきますと、私は弁護士の皆さんが学校へ行かれて、もし体系的にやれたらよいのではないかと思います。ただ、弁護士というのは、河野委員のお話でもあったように、存在が遠いのですよね。怖いのですよね。

これは国民のせいなのか、弁護士会のせいなのか、ということ議論するタイミングは来ていると思います。法の支配を全国に普及するというのも含めて、学校等で講義いただいて、弁護士の皆さんが法の支配というのはこういうことですよ、というようなことを体系的にお話いただくと、学校側もすごく喜ぶと思うのです。呼ばれたから行くということではなく、法曹人材を確保するためには、子どものときから馴染ませて、法の支配というのはこういうことですよというようなことを先生方から言っていただくと、とてもよいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(宇加治副会長)

私の専門分野ではないのですけれども、日弁連に市民のための法教育委員会というものがございまして、こちらが取り扱う大きなテーマの一つに、社会科に入った公共の科目について、どういう授業展開をするべきなのかであるとか、そういった観点ではおそらくテーマとして取り上げていたと思います。

ただ、一方で、法教育を中心にやっていらっしゃる方々は、法曹の魅力を売り込むということよりはルールを作る、ルールメイクをするとか、ルールを守るといったことはどういうことか、というようなことを子どもたちに学んでもらうということに主眼を置いているところがあります。今後は、できればそのときに、ではなぜその授業を弁護士ができるのか、というようなことも含めて、少し魅力を発信できるようなことも考えていただけるといいかなと、今お話を伺いながら思いました。

敷居の話については、いろいろなところで弁護士との対話のイベントを続けてきまして、いわゆる会ってみよう企画というものは各地でやっています。

日弁連の取組では、女性の弁護士、裁判官、検察官等が登壇して講演し、少人数のグループで中学生・高校生と対話をするというようなイベントを毎年いろいろなところでやっています。参加者の感想でも、参加するまでは怖い人たちだと思っていたけれども、実際はすごくフレンドリーだったというような声を聞いたりしますので、やはり直接姿を見てもらう、声を聞いてもらう、対話をするというようなことは、今後ますます重要になるのだろうと、お話を伺って改めて思いました。ありがとうございます。

(北川議長)

ぜひ、体系的にやることは、法曹人材を確保するという意味でもとても重要だと思うので、対応いただけたらありがたいなと思います。

もう一つ、伊藤委員からもご発言がありましたけれども、この国自体がものすごく変わっ

てきていると思いますね。世界の位置付けとしても、あまりいい方向へは行っていないという事で、社会の仕組み換えが起こっていると思います。

例えば、湯浅委員のお話を出して申し訳ないのですけれども、これまで大変ご苦労いただいたと思うのですね。そうしたご苦労があって、みんなが年末に炊き出しをしたりする、こういう文化というのは、いろいろな意味でご努力をいただいて社会のムードが変わったという、そういうことだと思います。

日本はなれ合い社会と言いますか、同一社会なものですから、弁護士さんとお話しをすることで、遠い存在、あるいは怖い存在、とつつきにくいというようなことを変えていく運動が体系的に行われていって、そして今日本が変わりゆく中で、法曹界の占める役割はこうだというようなことを打ち出されていて、運動を展開していただくと、社会の見方も変わってくるだろうし、期待も変わってくると思うのですけれども、是非更に一層ご努力をいただいて、頑張ってくださいなと思います。

その一つの表れとして、今年の骨太の方針に入ったということは、これは弁護士会の大変なご努力だと思いますね。こういういろいろなところでの積み重ねというものを、社会運動としてもお考えいただくということは、是非やっていただきたいなと期待いたします。

(北川議長)

河野副議長、どうぞ。

(河野副議長)

今の北川議長のお話はそのとおりだと思いつつ、今はSDGsというものが主流になっていて、若い世代は、結構その考え方に共感していると思うのですよね。既存の社会の仕組みというよりは新しい考え方で、そのときに社会を変えるというか、自分たちが思う世界を生きたいといったときに、それは運動とか、活動だけでは変えることができないのですよね。

最終的には、先ほどもありましたけれども、ルールメイキングというか、法的な整備をして、社会の中できちんとそれを根付かせていかなければならないと思います。ソフトローでもやれることはあるのですけれども、やはり本当に変えたいと思ったら、司法の力というのがものすごく有効だと思っていて、先ほど北川議長がおっしゃったように、日本の社会の中で、司法が今後どういう位置付けで、どういう役割を果たしていくのかという根本的なことについて、今眼下にある課題以外に、しっかりと検討していただければありがたいなと思いました。

先ほど伊藤委員がおっしゃったことにも通底すると思いますので、そこは国民として私たちがどんなに思いを抱いて、どんなに運動をしても、やはり皆さんの根本的なルールメイキングがなければ、私たちは思いだけで終わってしまうというところは汲み取っていただきたいと思いました。

2022年から成年年齢が18歳に引下げになりましたよね。今はその狭間のところで消費者問題もたくさん起こっているのですけれども、変わる直前で気を付けなさいねと言っても、ほぼ焼け石に水なのですよね。

やはりルールというものはどういうものかということ、小さい頃からしっかりと身に付けていかなければいけない。特に、主権ということに関してきちんと学んで、それを社会の中で実践していかないと、突然、あなた大人ですよと言われても、ということもありますので、そういった大局的な見方で、この問題を見ていただければとてもうれしいなと思いました。以上です。

(北川議長)

よろしいですか。これで終わらせていただいてよろしいでしょうか。Z o o mでご出席の皆さんも、よろしいでしょうか。それでは、本日の会議はこれで終了させていただきたいと思えます。

議題 (4) 次回の日程について

(北川議長)

次回の第79回の市民会議につきましては、既に日程を調整させていただいておりますとおり、2024年3月5日(火)、午後3時から午後5時までを予定しておりますので、よろしくお願いたします。

議題 (5) その他

(北川議長)

その他よろしいでしょうか。では、日弁連のほうからよろしくお願いたします。

(佐内事務次長)

日弁連執行部のうち、藪内事務次長が本年10月1日付けで事務次長に就任いたしました。就任後初めての市民会議となりますので、一言ご挨拶させていただければと存じます。

また、杉村事務次長が来年1月末で退任予定であり、今回の会議が最後の出席となります。つきましては、杉村事務次長からも一言ご挨拶をお願いしたいと思えます。

(藪内事務次長)

10月1日から事務次長を務めております藪内正樹と申します。担当は、本日のテーマにも関わりますが、法曹養成関係、弁護士業務改革等を担当しております。兵庫県から参っております、個人的なことになりますが、ほぼ常勤で務めている関係で、今は弁護士業務はほぼやっていないという状況になっています。今日の議論から考えますと、弁護士業務を離れて、改めて弁護士の魅力というか、法曹の魅力というか、そういうものを見つめ直す機会になればなど思いながら日々頑張っているところです。本日は、本当に貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。今後とも、どうぞよろしくお願いたします。

(杉村事務次長)

杉村亜紀子でございます。なかなか、私が担当している分野の関係で、市民会議にご一緒させていただく機会がありませんでしたが、今は民事裁判のIT化ですとか、地方過疎問題ということで、ひまわり基金法律事務所であったり、過疎地域法律相談の問題、あるいは災

害関係ですとか、公害・環境の委員会等を担当させていただいています。

今日も途中からの参加になってしまったのですが、いろいろなご示唆をいただいて、大変興味深く楽しく拝聴させていただきました。

私は東京弁護士会所属なのですが、日弁連の事務次長をする前は、法教育委員会の委員長等も務めさせていただきました。それこそ年に数校ではなく十何校、20校とか、すごいときは小学校から大学まで、八丈島であったり、奥多摩のほうであったり、いろいろ行かせていただいていた。八丈島とか奥多摩のほうですと、少人数ということもあって子どもたちと一緒に給食を食べながらお話をさせていただいたりしまして、少しは弁護士の敷居の高さを低くできたらいいなと思いつつながら、お話を伺っておりました。事務次長を終えたら、そういった現場に戻って何かお役に立てるよという気持ちで、今日のお話を伺わせていただきました。

いろいろお話をいただいて、難しい問題であるものの、こうやって皆様からいろいろな課題をいただけるということは、日弁連としてまだまだやるべきことがたくさんあって、取り組むべきこともたくさんあって、まだまだチャンスがあるのだなと聞かせていただきました。

また、どこかでご一緒させていただく機会もあろうかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

(北川議長)

今日の議題は、小林会長の肝煎りということですので、今日の議論を聞いていただいて、ご感想や抱負等がありましたら。

(小林会長)

今日はどうもありがとうございました。法曹人材の確保というのは、本当に大きなテーマでありまして、私はいろいろなところで時々お話させてもらうこともあるのですが、司法というのは経済とか政治とか、それらをファンダメンタルな基礎で支えるものだと思います。松尾豊さんという、今政府でAI戦略をやっておられる方がいらっしゃいます。松尾さんは丸亀高校の出身で、私は岡山出身だから割と息が合います。いろいろお話をさせていただきました。彼は成長分野というのは金融、医療、それから製造と、この三つがあるとおっしゃいました。これは、政府として大型な資本を投入して育てていく、非常に汎用性のある分野だと、こう言われました。

それを聞いて、私は必ずしもそうじゃないと思いますよ、と言いました。司法というものも忘れてはいけませんよ、というようなお話をさせていただきました。確かにそうですねとおっしゃいました。司法というのは、判決のデータだって6%、7%しか公開されていませんねと指摘されました。100%全部出して、予測可能性を与えていかなければいけないというようなこともあって、やはり司法というものがまだまだ相当に遅れているなと感じました。社会的な認知とか、社会からそれがなくなることによって、ロスト感とか、喪失感が生まれるということが、医療ほどには至っておらず、まだハードルが高いなと、差があるなとつくづく痛感しているところです。

しかし、そうはいつでも、この差を埋めていくことが大事なので、A I 戦略等においても、やはり司法の分野においても、これからは判決情報等をビッグデータとしてA I に食べてもらって、社会の予測可能性を作り、それが政治や経済に反映されると、そういう司法のルネッサンスというか、新たな分野での地平線を切り拓いていくということがとても大事だなと、そんなふうに思いました。

今日は、本当に元気の出るお話を先生方からいただきました。本当にありがとうございます。来年、また頑張りますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### 4. 閉会

(北川議長)

それでは、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。次回3月もよろしく願いいたします。(了)